

附章 世界文化遺産に係る取扱い

(1) 世界文化遺産としての大船遺跡の価値

ア 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の概要

大船遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、北海道、青森県、岩手県、秋田県に所在する17の縄文遺跡で構成されており、令和3(2021)年7月27日の第44回ユネスコ世界遺産委員会拡大会合において以下の「顕著な普遍的価値(OUV: Outstanding Universal Value)」が認められ、資産名「Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan」として世界遺産一覧表に記載された。

顕著な普遍的価値(OUV)とは、国家間の境界を超越し、人類全体にとって、現代だけでなく将来世代に共通した重要性を持つ、いわゆる世界遺産としての価値である。「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、北東アジアにおける世界的にも稀な長期間継続した採集、漁労、狩猟文化による定住の開始、発展、成熟の過程および精神文化の発展をよく表しており、農耕文化以前における人類の生活の在り方と精緻で複雑な精神文化とを示す物証として、顕著で普遍的な価値を持つ。

(ア) 顕著な普遍的価値の骨子(総合的所見)

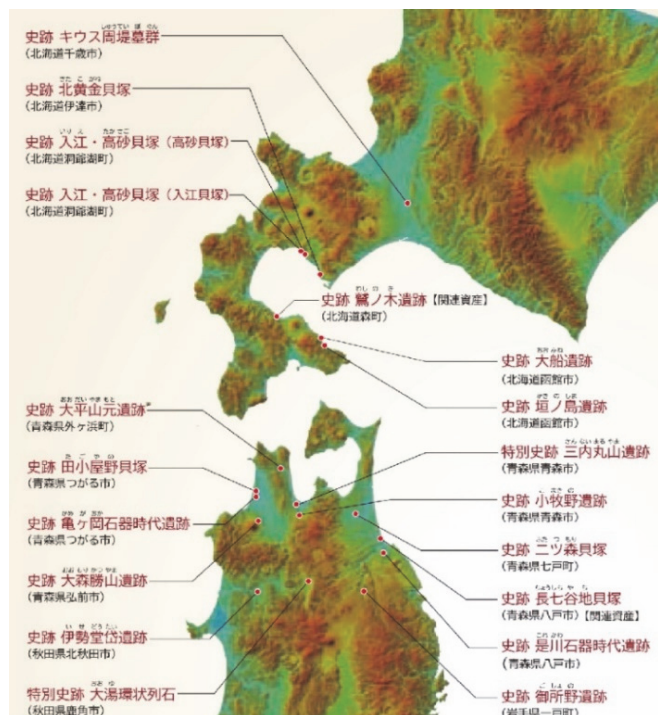
本資産が位置する北海道・北東北は、山地、丘陵、平地、低地など変化に富んだ地形であり、内湾又は湖沼及び水量豊富な河川も形成されている。冷温帯落葉広葉樹の森林が広がり、海洋では暖流と寒流とが交差し豊かな漁場が生まれ、サケ・マスなどの回遊魚が遡上する、恵まれた環境にあった。

人々は、この環境のもとで食料を安定して確保するとともに、約1万5千年前には土器を使用して、定住を開始した。その後、1万年以上にわたって農耕文化に移行することなく、気候の温暖化や寒冷化及びそれに伴う海進・海退といった環境の変化に適応しながら、採集・漁労・狩猟を基盤とした生活を継続した。

また、定住開始のごく初期から精緻かつ複雑な精神文化を構築した。墓地を作り、祭祀・儀礼の場である捨て場や盛土、環状列石などを構築し、祖先崇拝や自然崇拝とともに、自然の豊穡への祈念や互いの紐帯の確認などが世代を越えて行われていた。

このように、本資産は北東アジアにおける農耕文化以前の生活の在り方と精緻で複雑な精神文化とを示す物証として顕著な普遍的価値を持つ。

(『北海道・北東北の縄文遺跡群 世界遺産登録推薦書』2020年 日本国より)

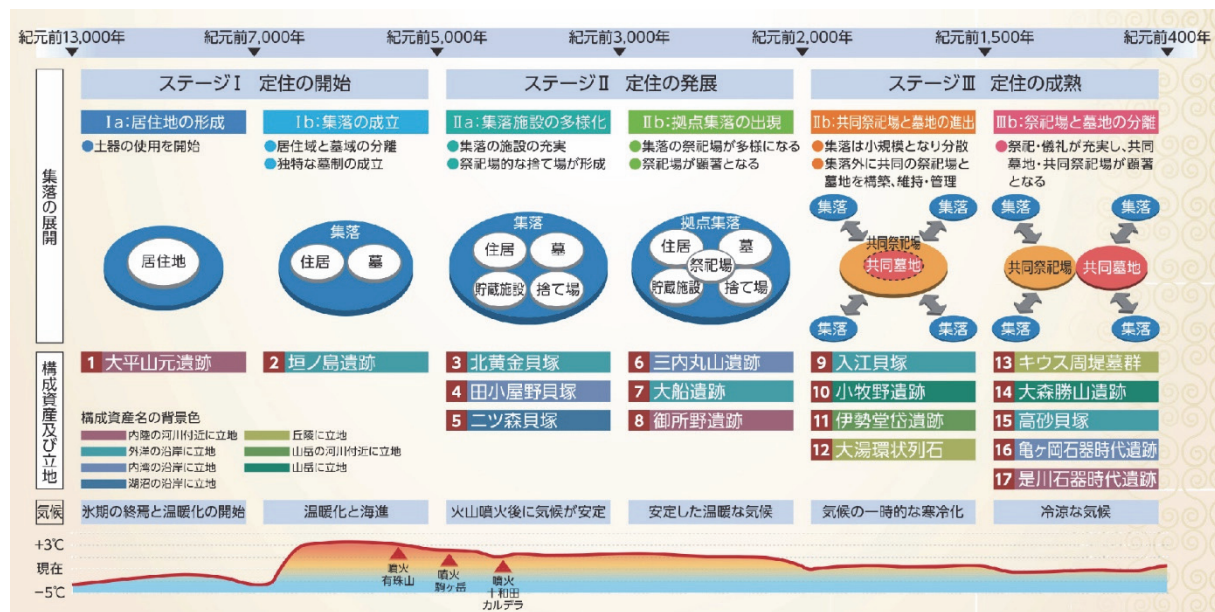


図附-1 世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産および関連資産とその位置

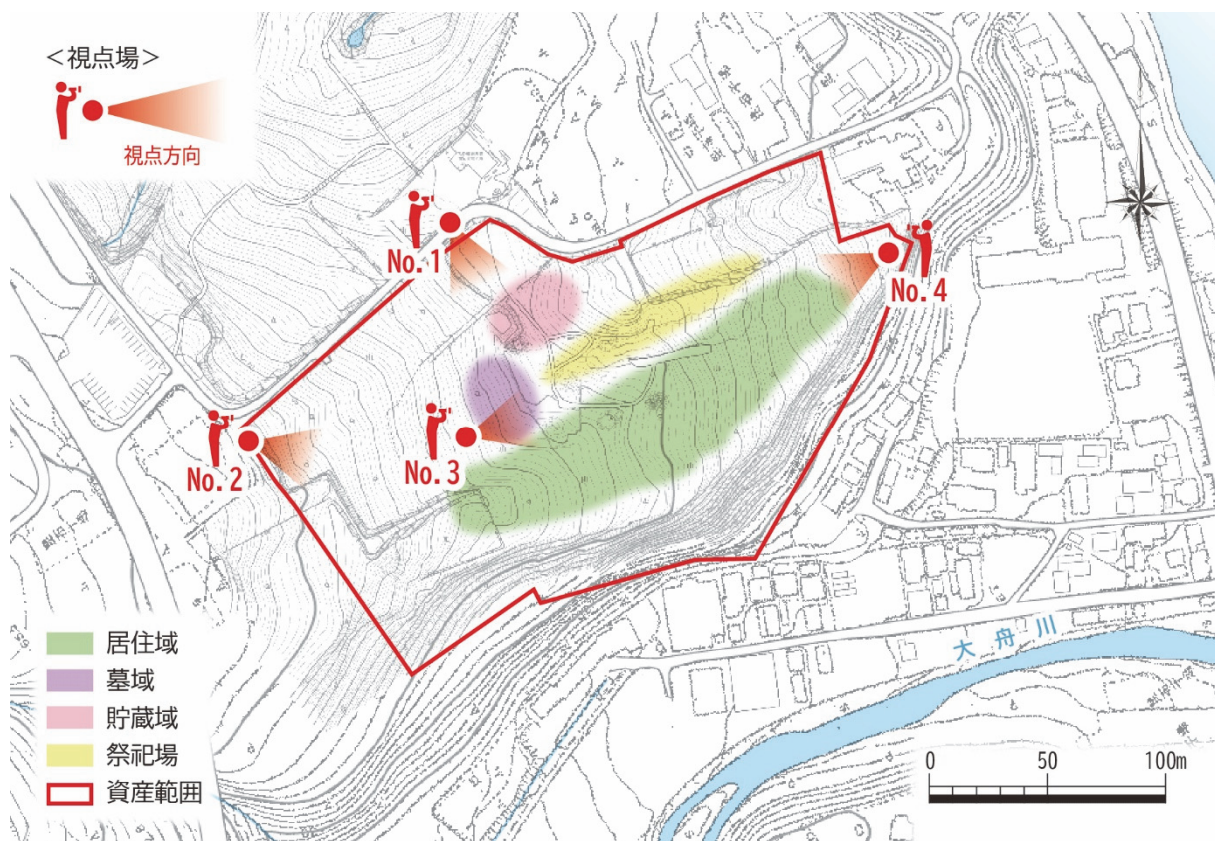
イ 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産としての大船遺跡の価値

17の構成資産は、各遺跡の構造の変遷や立地環境により、定住の開始、発展、成熟の過程を示す6つのステージ（3つのメインステージとそれぞれ2つのサブステージ）に分類される。

大船遺跡は17の構成資産の7番目として「ステージⅡ 定住の発展」における「Ⅱb：拠点集落の出現」に分類され、住居や貯蔵穴、墓などが分離して配置されていることに加え、盛土などの祭祀場が確立し多様な施設で構成された、外洋の沿岸に立地する拠点集落として位置付けられている。



図附-2 集落展開および精神文化に関する6つのステージ



図附-3 遺構概念図および視点場の設定箇所 (S=1/3, 200)

大船遺跡の顕著な
普遍的価値を
示す諸要素

- 地下遺構(竪穴建物跡、貯蔵穴、盛土、土坑墓)
- 立地(外洋の沿岸の海岸段丘)
- 地下に埋蔵されている遺物
- 発掘調査による出土品

土器、狩猟具(石鏃)、加工具(磨石、石皿)、漁労具、
動植物遺存体(クジラ、オットセイ、マグロ、タラ、サケ、
クリ、クルミ等)、土偶、石棒、青竜刀形石器など

(7) 資産の説明

大規模な盛土といった祭祀場が顕著に発達した拠点集落

本構成資産は、北海道南西部渡島半島東岸の函館市南茅部地区に所在し、大舟川左岸の標高約30～50mの海岸段丘上に立地する。水産資源豊富な太平洋に面し、後背地には森林資源に恵まれた落葉広葉樹の森が広がる環境である。

集落は、定住発展期後半（ステージⅡb）に位置づけられ、川に沿った段丘南側に竪穴建物、貯蔵施設、盛土、墓などの施設が分離して配置され、多様な施設が見られる拠点集落である。竪穴建物跡は重複が激しく概して大型のものが多く、深さ2mを超えるものも存在する。

祭祀場である大規模な盛土が形成され、大量の土器・石器などが累積し祭祀・儀礼が継続して行われており、高い精神性を示している。

また、発掘調査により、クジラ・オットセイなどの海獣骨やマグロ・サケなどの魚骨、マガキ類・タマキビなどの貝類のほか、クリ・オニグルミなどの堅果類、ヤマブドウ、ウルシ、キハダなどが出土しており、海岸部や河川における漁労とともに森林資源の利用も活発に行われた。

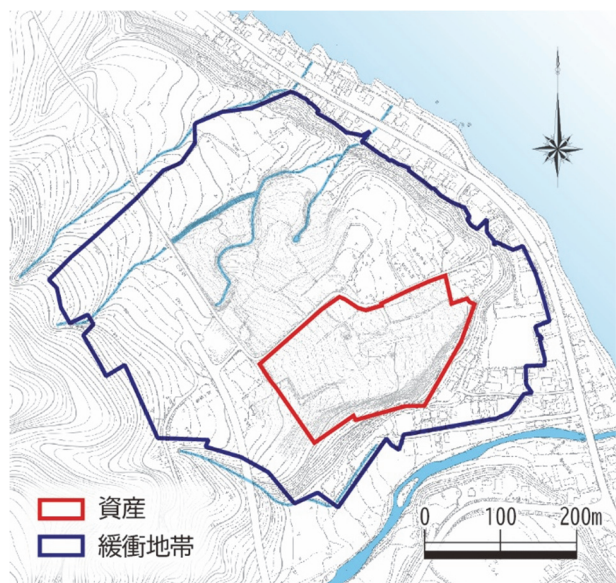
本構成資産（BCE2,500年～BCE2,000年頃）は、定住の発展期後半の祭祀場である大規模な盛土を伴う拠点集落であり、沿岸地域における生業と精神生活の在り方を示す重要な遺跡である。

（『北海道・北東北の縄文遺跡群 世界遺産登録推薦書』2020年 日本国より）

(2) 資産および緩衝地帯の設定

世界遺産においては、世界遺産に登録された範囲である「資産」（プロパティ）と、資産の顕著な普遍的価値を持続的に保護するため周囲に必要不可欠な範囲として「緩衝地帯」（バッファゾーン）が設定され、適切な保存管理のためにこれらの一体的な保全が必要とされている。

大船遺跡においては、顕著な普遍的価値を示す遺構や遺物が検出された範囲を資産としており、史跡指定範囲の約2分の1を占める。



図附-4 資産および緩衝地帯の範囲（S=1/1万）

大船遺跡の構成
資産としての
基本情報

- 位置：N41° 51' 27" E140° 55' 30"
- 資産面積：3.5ha
- 緩衝地帯面積：18.3ha

資産の範囲全体が保護盛土によって被覆され、顕著な普遍的価値を示す諸要素は良好な状態で確実に保存されている。なお、資産の範囲は第6章(4)現状変更等の取扱基準において設定したI a地区：遺構集中分布エリアと一致する。

緩衝地帯は、資産の顕著な普遍的価値を構成する諸要素を確実に保全し、その価値を理解するために必要な範囲として設定されるものであり、大船遺跡においては構成資産から視認できる範囲として、北・東側は段丘を形成している地形を、南側は尾根の山腹を、西側は沢および小河川を境界線としている。

さらに、緩衝地帯は景観法に基づく「函館市景観計画」において、縄文遺跡群都市景観形成地域に定められている。同計画において、建築物等の高さや形態意匠等を制御・誘導することで、遺跡と調和した景観形成が図られているほか、遺跡の内外に設けられた4か所の視点場からの眺望を保全するため、工作物等の高さを制御している（第6章(3)参照）。

(3) 保存管理体制

ア 「北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画」

本計画は、資産および緩衝地帯の保全の根拠となる各法令・制度等との整合性を図りながら、世界遺産への推薦にあたって必要とされる資産全体の保存・管理および整備・活用に関する方針と具体的内容を示したものである。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けて、北海道、青森県、岩手県および秋田県ならびに構成資産を所管する地方公共団体で構成する縄文遺跡群世界遺産登録推進本部により、学識経験者によって構成される縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会および文化庁の指導・助言のもと、協議を経て令和元(2019)年12月に本計画が策定された。世界遺産登録後は、景観保全等の具体の取組を踏まえて改訂を行い、縄文遺跡群の包括的な保存管理体制として設置した縄文遺跡群世界遺産本部における協議を経て、令和4(2022)年5月に本計画の改訂版が策定された。現在、今後の縄文遺跡群の保存・活用の取組方針等を反映した計画の改訂が進められている。

イ 「北海道・北東北の縄文遺跡群保存活用推進行動計画」

本計画は、包括的保存管理計画に基づいて、縄文遺跡群の価値の保全と両立した公開・活用を実現するための基本的な理念や方針を共有し、合わせてその実現のために必要な施策の方向性、具体的な取組内容を示すものである。現在は、令和元(2019)年から令和5(2023)年までの設定としていた現行計画を延長し、包括的保存管理計画の改訂や縄文遺跡群を取り巻く情勢の変化等を踏まえて、見直しを行うものとされている。

ウ 遺産影響評価（HIA）

遺産影響評価（HIA：Heritage Impact Assessment）は、世界遺産に登録された資産の範囲、緩衝地帯およびその周辺において計画された開発事業等が世界遺産の価値に与える影響を事前に評価することである。

縄文遺跡群を持続的に保存・保全するための遺産影響評価の方針や手順等を示した「北海道・北東北の縄文遺跡群の保全に係る遺産影響評価指針」が令和4（2022）年3月に策定され、関係地方公共団体ではこの指針に基づき、開発事業の計画段階に事業者と協議・調整等を行い、縄文遺跡群の価値に負の影響を及ぼさないよう、または影響を最小限にするための方法を導き出し、資産の保全と事業実施に向けた合意形成を図ることとしている。

エ 経過観察

顕著な普遍的価値の確実な保持、維持・管理、防災、危機管理に関する体制の充実や技術の向上を目的として、資産および緩衝地帯に影響を与える諸条件に対する適切な指標を設定し、定期的かつ体系的な経過観察（モニタリング）を実施している。

北海道、青森県、岩手県、秋田県および構成資産を所管する地方公共団体は、年度ごとの経過観察結果について年次報告書を作成し、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の公式ホームページ（<https://jomon-japan.jp/>）で公開している。さらに、資産およびその周辺の保全状況については、縄文遺跡群世界遺産本部が6年に一度評価を実施し、保存管理状況報告書としてまとめ、文化庁を通じてユネスコの世界遺産委員会へ提出し、審査を受けることとなっている。



No. 1：西側の旧市道沿いから貯蔵域の範囲を望む



No. 2：南西隅から資産全体の範囲を望む



No. 3：南西側の体験学習広場から墓域、居住域の範囲を望む



No. 4：北東隅から居住域、祭祀場の範囲を望む

写真附-1 視点場からの眺望